

退職【一括徴収の場合】 ※一括徴収した分を1月分で納入する場合

退職・休職等により特別徴収できなくなった税額を、最後の給与からまとめて一括徴収する場合は、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で②を選び、一括徴収した税額の納入月を記入してください。納入は他の給与所得者分と併せて納入ください。

付
受
印
7

市町村民税
道府県民税
森林環境税

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

京丹後市長
令和7年12月10日提出

〒627-8567
京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地
京丹後株式会社

担当
課係 人事課 給与係
氏名 京丹後 二郎
電話番号 0772-69-0000
内線 9999

6年度 特別徴収
指定番号
宛名番号
7年度 特別徴収
指定番号 12345678
宛名番号 98765432

給与所得者
フリガナ キョウタンゴ イチロウ
氏名 京丹後 一郎
生年月日 元号 3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 45 年 12 月 1 日
個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2
住所 1月1日現在 京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地
異動後 同上

新姓
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 167,600 円
(イ) 徴収済税額 97,700 円
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 69,900 円
異動年月日 令和 6 年 12 月 10 日

異動の事由
※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。
番号を記入 2
1.転勤・転籍
2.退職
3.死亡
4.給食
5.長欠
6.支払少額
7.支払不定期
8.その他
8.その他の理由を記入

異動後の未徴収税額の徴収方法
番号を記入 2
① 特別徴収継続
② 一括徴収
③ 普通徴収 (本人が納付)

1月1日以降退職時までの給与支払額 1,000,000 円
控除社会保険料額 250,000 円

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者)
所在地 〒
名称 フリガナ
法人番号
特別徴収指定番号
担当者 氏名
電話
新しい勤務先へは、
月割額 円 を 月分
(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号
納入書の要否
番号を記入 1 必要 2 不要

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1
1 異動年月日が 12月31日 以前でかつ本人からの申出があったため。
2 異動年月日が 1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。
徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入 69,900 円
左記の一括徴収した金額は、 1 月分(翌月10日納期限)で納入します。

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入
異動年月日が 1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1 異動年月日が 6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2 異動年月日が 1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄
6年度
7年度
月分以降の
入力者
点検

一括徴収していただいた市民税等は、納入書の金額を訂正いただき、提出月以降の月分で納入ください。

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L